

岐阜県災害ケースマネジメント協議会規約

(趣旨)

第1条 岐阜県内における災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するためのネットワークの構築を目的とし、協議会の運営に必要な事項について定めるものとする。

(事業内容)

第2条 協議会は、次の事項について協議するために会議を開催する。

- (1) 災害ケースマネジメントに関する情報収集、情報交換に関すること
- (2) 県内の被災者支援の現状や課題に関すること
- (3) その他連絡会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、岐阜県及び県内市町村並びに関係団体で構成するものとする。

(事務局)

第4条 会議運営の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、岐阜県危機管理部防災課に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する